

# 各地域の申告相談日はこれら

【土佐山田町】会場：本庁舎	
月 日	対象地域
2月 18日 (火)	宮前町・前山
2月 19日 (水)	北本町上1・北本町
2月 20日 (木)	仁井田・佐野
2月 21日 (金)	大平・本村・有谷 佐竹・中後入 西後入・大後入
2月 22日 (土)	百石町・東本町 西本町・泰山町 県住・古町・黒土
2月 26日 (水)	神通寺・京田・立石
2月 27日 (木)	松本・岩次
2月 28日 (金)	談東・内田・中央 談中・談西
2月 29日 (土)	片地地区
3月 3日 (火)	平田・中村・伏原
3月 4日 (水)	予岳・油石・前行
3月 5日 (木)	植・大法寺
3月 6日 (金)	久次
3月 7日 (土)	明治・宝町・旭町 北組西・中組・南組
3月 10日 (火)	上改田・須江 新改・入野
3月 11日 (水)	曾我部川・平山 東川
3月 12日 (木)	栄町・繁藤地区

【香北町】会場：香北支所	
月 日	対象地域
2月 17日 (月)	永瀬・蕨野 白石・根須
2月 18日 (火)	吉野・小川・大谷 佐敷・久保川
2月 19日 (水)	葦生野①
2月 20日 (木)	葦生野②
2月 21日 (金)	上町・住宅
2月 25日 (火)	泉町・本町・新田
2月 26日 (水)	本田
2月 27日 (木)	下野尻
2月 28日 (金)	太郎丸・南岩改
3月 2日 (月)	北岩改・萩野・橋川野 白川上・白川下
3月 3日 (火)	五百蔵
3月 4日 (水)	有川・有瀬・西峯・河野 川ノ内・日ノ御子
3月 5日 (木)	谷相・中谷・横谷
3月 6日 (金)	朴ノ木・永野①
3月 9日 (月)	永野②・白寿莊 大井平・大東・梅久保
3月 10日 (火)	清爪・猪野々①
3月 11日 (水)	猪野々②
3月 12日 (木)	香北町全域

【物部町】会場：物部支所	
月 日	対象地域
2月 21日 (金)	庄谷相・拓・頓定 浦山・中津尾
2月 25日 (火)	山崎・小浜・押谷
2月 26日 (水)	根木屋・岡ノ内・桑ノ川 別役・市宇・別府
2月 28日 (金)	久保・大西・南池・中上 笛上・笛下・五王堂 黒代・安丸
3月 2日 (月)	神池・楮佐古 平井・立花
3月 4日 (水)	大柄①・影仙頭 小川・日の地
3月 6日 (金)	大柄②・中谷川
3月 9日 (月)	大柄③・吹越・間々
3月 11日 (水)	物部町全域

◆申告にはマイナンバーの記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード+運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。

◆分離所得（譲渡・株式等）の申告をする方で確定申告となる方は、なるべく税務署で申告してください。

◆医療費控除の申告は事前に領収書の整理や計算を行ってください。

※医療費控除の申告には『医療費控除の明細書』が必要です。医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。また、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。

## 南国税務署での確定申告は…

### 【申告会場の開設期間】

2月17日(月)～3月16日(月) **\*土・日除く**  
8時30分～16時受付(9時相談開始)

### 【電話による申告相談】

1月17日(金)～3月16日(月)  
8時30分～17時  
☎ 088-863-3215

土・日・祝日は、  
2月24日(月)と  
3月1日(日)のみ

※自動音声に従い『0』を選択してください。

## e-Taxがもっと便利に

マイナンバーカードやICカードリーダライタがなくても、e-Taxを使ってパソコンやスマートフォンから確定申告ができるようになりました。

e-Taxでの申告に必要なIDとパスワードの発行手続きは、お近くの税務署でお願いします。



令和2年度の税の申告相談(平成31年1月1日～令和元年12月31日分所得)を実施します。

申告の案内が届いた方は、できるだけ決められた日時に申告に来てください(左の表のとおり)。

当日来られない方や案内が届かなくても申告が必要な方は、次の期間中に申告を受け付けます。

毎年市役所での相談は大変混み合います。長時間お待ちいただく場合がありますが、ご了承ください。

### 【申告会場】

市役所本庁舎市民ホール・香北支所・物部支所

### 【申告会場の開設期間】

2月17日(月)～3月16日(月)

\*土日を除く。市役所本庁舎のみ土曜日も開設。

9時～12時・13時～16時30分

\*期間中の毎週月曜日は、本庁舎での受付時間を17時30分まで延長します。



■問い合わせ先  
税務収納課市民税班  
☎ 52-9292



## 住民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。※次のいずれかに該当する方を除く。

①税務署に所得税の確定申告書(令和元年分)を提出される方

②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方(提出の有無は勤務先へご確認ください)

③公的年金等に係る所得のみの方

\*②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする方は申告が必要です。

◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。

①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方

②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方など

◆市・県民税は、寡婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族(16歳未満)を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。ご注意ください。

## 不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

## 事業所得を有する方へ

事業所得(自営業・農業など)を有する方は、収支内訳書の作成をお願いします。また、平成26年1月から帳簿のほか領収書等の証拠書類を保存しなければならないことになっています。記帳および領収書等の整理をお願いします。

## 事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出

提出期限  
1月31日(金)

平成31年1月1日～令和元年12月31日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和2年1月1日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。原則、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要があります。